

令和6年2月13日
 四国電力株式会社

伊方発電所における通報連絡事象（令和6年1月分）および 通報連絡事象に係る報告書の提出について

- 令和6年1月に当社から愛媛県および伊方町ほか関係自治体に通報連絡した事象は以下の2件です。これらの事象は、法律に基づく報告事象に該当するものではなく、また、環境への放射能の影響もありませんでした。

事象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所 火災報知器の誤動作について①	1月6日	—	C
2. 伊方発電所 火災報知器の誤動作について②	1月9日	—	C

- 過去に発生した以下の通報連絡事象について、その後の調査結果を踏まえた原因と対策をとりまとめ、愛媛県および伊方町ほか関係自治体に報告書を提出いたしました。

事象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所1号機 海水管の圧力検出配管からの海水漏れについて	8月7日	9月11日	C

県の公表区分 A：即公表
 B：48時間以内に公表
 C：翌月10日に公表
 PP：可能となった段階で速やかに公表

- (別紙1) 伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和6年1月分）
 (別紙2) 伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

以上

伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和6年1月分）

1. 伊方発電所 火災報知器の誤動作について①

伊方発電所構内の事務本館（管理区域外）において、1月6日、設置していた火災感知器が作動し、火災の発生を示す信号が発信しました。ただちに当直員が現場にて、炎や発煙等がないことを確認しました。

その後、念のため火災発生を示す信号が発信したエリアの火災感知器（9個）を取り替え、火災発生を示す信号の再発信がないことから、火災感知器の誤動作と判断し、同日16時00分、通常状態に復旧しました。

なお、消防署の立ち入りの結果、火災ではないと判断されており、本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありませんでした。

2. 伊方発電所 火災報知器の誤動作について②

伊方発電所構内の事務本館（管理区域外）において、1月9日、設置していた火災感知器（1月6日と同じエリアに設置する感知器）が作動し、火災の発生を示す信号が発信しました。ただちに当直員が現場にて、炎や発煙等がないことを確認しました。また、保修員が現場確認を行い、6時26分、詳細な設備点検が必要と判断しました。

当該点検で異常のないことを確認したことから、作業員への聞き取り調査を行ったところ、1月6日の事象発生前、作動した火災感知器が設置されている部屋の運転中のエアコンの吹き出し口を天井側（当該火災感知器の方向）に調整したこと、1月9日の事象発生前に同状態で当該エアコンを起動したことを確認しました。

調査の結果、エアコンの温風により当該火災感知器の周囲温度が短時間で上昇し、火災感知器が作動することを確認しました。

今後、当該火災感知器の周囲温度が短時間で上昇しないように、エアコンの設置場所を見直すとともに、設置する部屋に対し適切な出力のものに取り換えることとします。また、取り替えまでの間は当該エアコンを使用しないこととします。

なお、本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありませんでした。

伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

1. 伊方発電所 1号機 海水管の圧力検出配管からの海水漏れについて

(1) 事象

伊方発電所 1号機は廃止措置中のところ、8月7日2時7分頃、2系統ある海水管^{※1}のうち、A系統の海水管から分岐した圧力検出配管からの海水漏えいを運転員が確認しました。このため、海水系統をB系統へ切り替えたのち、A系統の隔離を行い、同日3時26分、漏えいの停止を確認しました。

なお、漏えい量は、約30m³と推定しており、漏えいした海水は側溝を伝って取水ピットへ流れました。

その後、漏えいが生じた配管を確認した結果、貫通孔を確認したため、8月10日、代替仕様の配管^{※2}にて応急復旧し通水状態で問題のないことを確認しました。

また、10月26日11時1分、既設と同仕様の配管^{※3}に取り替えるとともに、通水状態で漏えいのないことを確認し、通常状態に復旧しました。

なお、本事象によるプラントへの影響および周辺環境への放射能の影響はありませんでした。

※1 廃止作業中においても使用している補器類を冷却するために必要な海水を供給している配管。

※2 配管内面を防食塗装している配管。

※3 配管内面をゴムで覆っている配管。海水に対する耐腐食性で※2より優れる。

(2) 原因

当該検出配管については、経年使用により配管外面の塗膜が劣化し、腐食が発生、進展することで配管肉厚が減少し、貫通穴が生じました。これに伴い、配管内面に施されているゴムライニングが内部流体（海水）の圧力により外側に押し出され、ゴムライニングが損傷し海水が漏えいしたと推定しました。

(3) 対策

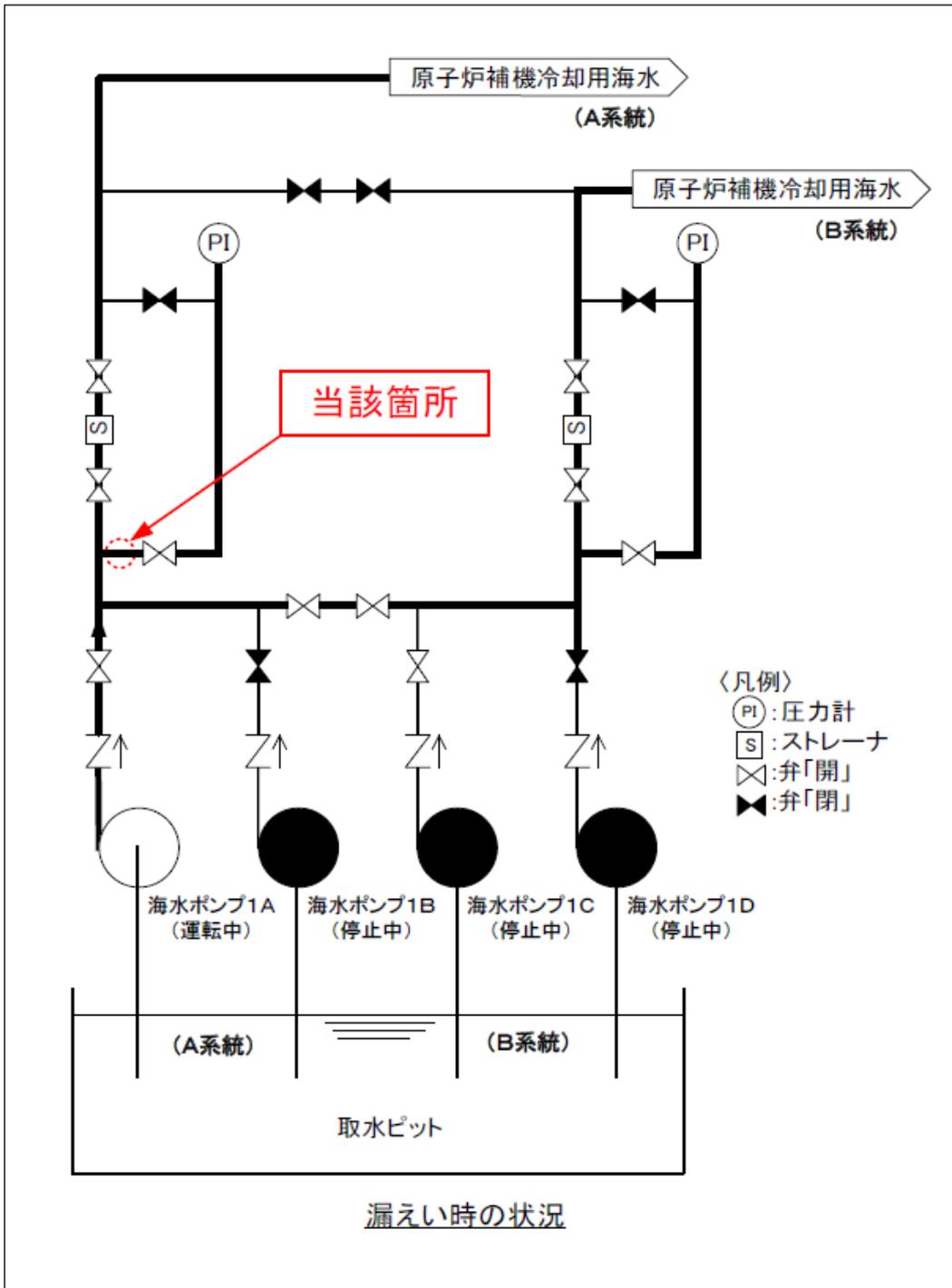
- ・当該検出配管については、既設と同仕様の海水に対する耐腐食性の高い配管に取り替えを実施しました。

また、配管点検の結果、著しい腐食が確認された海水管A系統およびB系統の圧力検出元弁近傍の配管についても、既設と同仕様の配管に取り替えを実施しました。

(A系統：令和5年8月、B系統：令和5年11月)

なお、1号機の海水系統については廃止措置作業の進捗に伴い、2号機の海水系統から1号機設備へも冷却用海水を供給できるように運用を変更し、本年1月に使用を停止しました。

- ・2, 3号機の海水系統については、今後、海水管点検時に海水管から分岐した配管も含めて、配管内面に加え、外面からの目視点検を実施することとします。
- ・また、腐食を管理するためのマニュアルにおいて、運転プラントである3号機設備のみを対象としておりましたが、今後、2号機における屋外の塩害の影響を受けやすい設備を追加し、腐食が確認された場合は、腐食の程度に応じて「補修が必要な腐食」、「継続監視する腐食」に分類した上で腐食管理を実施することとします。



伊方発電所 1 号機 海水管概略図